

はじめに

ビジネスの成功のためには、有益かつ正確な情報が欠かせない。そのためにこれまで企業や個人は様々な方法でデータを取得できるよう努力してきたが、これからは、企業や個人が直接データを取得せずとも、国や自治体を持っている、極めて有益かつ正確、豊富なデータを取得し、ビジネスなどに活用することができるようになった。

国や自治体は、税の賦課徴収を行ったり、国民健康保険、介護保険、児童手当などの諸手続を行うために、どこの誰がどのような状態にあるかということに関する、実に様々かつ有益、正確で、豊富なデータを保有している。

例えば市町村は、どこに誰が住んでいて何歳で家族は何人なのか、所得はいくらなのか、どこから引っ越してきたのか、要介護度・障害の状況、子供の年齢、飼い犬の有無、待機児童の住所・年齢・親の所得……等、生活に密着した実に様々な情報を保有している。

同じく国では、出入国管理を担当する法務省は日本に出入国する外国人の情報を、厚生労働省・日本年金機構は年金保険料や年金給付関連の情報等を、国土交通省は自動車の状況、道路占有許可の状況を、文部科学省は大学入学資格検定出願者・高等学校卒業程度認定試験出願者の情報等を保有している。国・自治体を持つ重要情報は、ここでは例を挙げきれないほどだ。

当然これらは重要な個人情報であるので、個人情報に関する法令に従って管理されている。したがってこれまでは、国や自治体を持つデータを企業や個人が取得しようとしても、原則として個人情報については取得できなかった。しかし昨今、「ビッグデータ」という言葉がキーワードとなってから久しい。ビッグデータの活用によっ

て様々なビジネス展開が考えられ、民間においてビッグデータが活用できるよう、法律が整備され、「個人情報保護法」が改正されて「匿名加工情報」というカテゴリーが新たに設けられた。

これを受け、国や自治体が保有するビッグデータ、個人情報についても民間が活用できるように、法律が整備された。もちろん個人情報のままの生データは、民間に提供されることはない。例えば自分の所得がいくらでどこに住んでいるか等の情報が国や自治体から他人の手に渡ってしまったとすれば、著しい問題である。しかし、誰の情報かわからないように加工されたデータにすれば、人の権利利益を侵害することなく、かつビジネスに役立つ有用な情報を提供することができる。これにより、便利で役立つ新しいサービスや産業が生まれたりビジネスが活性化することも期待される。

本書では、国や自治体が保有するデータを民間が活用するための方法・従うべきルールについて解説していく。国や自治体が保有するデータの種類等の確認方法、企業や個人が具体的に行うべき手続、国や自治体でなされる対応、今後の動向等について詳しく述べていく。

本書が想定する読者は、データを取得する民間だけではない。国や自治体の担当者にとっても有益な情報となるように、解説を行っている。また実務的な対応方法について具体的に述べるだけでなく、その根拠となる法律・ルールについても解説することで、「非識別加工情報」に関する網羅的解説となるよう心掛けた。

また、国・自治体の持つデータを民間が活用するこの仕組みでは、複数の法令が問題となり、かつ独特の専門用語が多く登場する。そこで、読者の利便を考え、第6章にて、この仕組みに登場する主な用語とその関係性についても解説する。

昨今では、「個人情報というと、漏えいしないように保護を徹底しなければいけない」という傾向が強い。当然、個人情報保護は重要であるが、同時に、個人情報の利活用は、より良い社会・便利な社会を作っていく基礎となるものである。国や自治体が保有しているデータは国民・住民のものであり、公的データの価値は国民・住民に還元しなければならないともいえる。国や自治体を持つビッグデータ、個人情報を民間が真に活用できるように、本書がその一助となれば幸いである。

平成30年2月

水町雅子

目次

はじめに

第1章 国・自治体にはどのようなデータがあるのか 007

1. 何ができるようになるのか 008
2. 国・自治体の持つデータの調査方法 019
3. 法令上どのようなルールがあるのか 034
4. 公務員がやるべきことのガイド 044

第2章 国のデータを取得するための手続 049

1. 国への提案準備 050
2. 国への提案：非識別加工情報が作成されていない場合 058
3. 国への提案に当たってのチェックリスト 071
4. 国への提案：作成済の非識別加工情報がある場合 074
5. 提案できないデータを取得したい場合 078
6. 国による提案審査 084
7. 国による審査結果の通知 097
8. 契 約 104
9. 法令上どのようなルールがあるのか 110
10. 公務員がやるべきことのガイド 119

第3章 国のデータを利用する際のルール 133

1. 個人情報保護法上のルール 134
2. 提案書・契約書 140
3. 公務員・受託者の義務 141
4. 法令上どのようなルールがあるのか 142

第4章 自治体のデータを活用するためには 145

1. 自治体の状況 146
2. 鳥取県の例 147
3. 他自治体の手続を調査する方法 149

4. 国での検討状況 150
5. 公務員がやるべきことのガイド 151

第5章 データを取得できる他の方法 159

1. オープンデータ 160
2. 官民データ活用推進基本法 162
3. 情報公開請求 164
4. 個人情報開示請求 166
5. 特定個人情報保護評価（プライバシー影響評価） 168

第6章 用語集 169

1. 情報関連 170
2. 法令関連 174
3. 類似制度関連 177

第7章 様式・サンプル 179

1. 提案書（まだ非識別加工情報が作成されていない場合） 180
 - 【1】様式 180
 - 【2】サンプル 182
 - 【3】サンプル（審査ポイント追記版） 184
2. 作成済の非識別加工情報への提案書 186
 - 【4】様式 186
 - 【5】サンプル 188
 - 【6】サンプル（審査ポイント追記版） 190
3. 誓約書 192
 - 【7】様式 192
 - 【8】サンプル 193
4. 事業が有用なものであることを明らかにする書面 194
 - 【9】サンプル 194
5. 代理権証明書面 195
 - 【10】サンプル 195

凡 例

行政機関個人情報保護法

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関個人情報保護法施行令

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

行政機関非識別加工情報規則

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則

独立行政法人等個人情報保護法

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

独立行政法人等個人情報保護法施行令

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

独立行政法人等非識別加工情報規則

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則

個人情報保護法（個情法）

個人情報の保護に関する法律

番号法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

行政機関情報公開法

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

独立行政法人等情報公開法

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

アドバンス

本書において、より詳細な法令解釈を目的とした項目。

第1章
国・自治体の
データ

第2章
国のデータの取
得手続

第3章
国のデータ利用
のルール

第4章
自治体のデータ
活用

第5章
データ取得の他
の方法

第6章
用語集

第7章
機密・サンプル

第1章

国・自治体には
どのようなデータ
があるのか

1.

何ができるようになるのか

(1) 国・自治体を持つデータ

国や自治体のデータを民間が活用することで、便利で役立つ新しいサービスが生まれたり、新しい産業が生まれたりビジネスが活性化することが考えられる。

例えば**図表1**では、店舗の新設場所の基礎データとして活用する例を挙げた。国・自治体が保有する国民・住民の住所、生年月日、性別、世帯年収、子の有無などを、民間にとっては個人情報ではなくしたデータとして取得すれば、店舗の場所検討に有益だろう。公開情報などから既存競合店舗のデータを追加すれば、ターゲット層が近くに居住し、類似店舗が少ない地域の分析等に有用である。

このほか、**図表2**のように、保育園を新規開設する場所の検討にも、国・自治体が保有するデータを活用することで、需要をより正確に見極められる可能性も期待できる。設置場所の基礎データとしての活用は、商業店舗や子育て関連施設、介護施設、障害者施設やFree Wi-Fiの設置場所まで、様々な対象が考えられるし、また、これらはあくまで例にすぎず、国・自治体が保有するデータの活用は、店舗・施設の設置場所の検討に限られず、より幅広い目的に展開することが可能である。

図表1 店舗の新設場所の基礎データとしての利用・活用例



店舗を新設したい。高収入の大人女性向けの店舗にしたい。
ターゲット層が近くに居住しつつも、類似店舗が少ない地域はどこだろうか。

国・自治体が持っているデータを活用してはどうだろう。住所、生年月日、性別、世帯年収、子の有無などが国・自治体に情報としてあるはず。



個人情報だから取得できないのでは。

ビッグデータ等の活用のために、「非識別加工情報／匿名加工情報」というものができたはず。個人情報としてではなく(注)、データを丸めて加工した情報を国・自治体から民間が取得できる。



(注) もともと、法律上、民間にとっては個人情報ではないデータだが、国・自治体にとっては個人情報である。

国・自治体が持っている、住所、生年月日、性別、世帯年収、子の有無などを、「非識別加工情報／匿名加工情報」として取得できる可能性がある。



< 収入・年齢・性別に関するデータ >

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚 / 独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町 2	1981/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町 2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関 3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麹町 1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町 2-3-5	1997/10/10	男性	5000万 - 5500万	独身	あり



氏名→削除、住所→町名まで、生年月日→生年まで加工



< 加工後のデータ >

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚 / 独身	子の有無
削除	千代田区五番町	1981	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町	1984	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関	1970	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麹町	1963	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町	1997	男性	5000万 - 5500万	独身	あり

図表2 保育所の設置場所の基礎データとしての利用・活用例

待機児童に関するデータを活用できないか。



< 待機児童に関するデータ >

子の氏名	住所	年齢	兄弟の有無	生年月日	応募日	親の状況	世帯年収	指数
水町雅子	千代田区五番町2	2才3か月	あり	XXXX/XX/XX	2016/11/1	両親とも就労	300-400万	9
水町雅男	千代田区五番町2	0才7か月	あり	XXXX/XX/XX	2016/11/1	両親とも就労	300-400万	95
難波舞	千代田区霞が関3-1	1才8か月	なし	XXXX/XX/XX	2015/10/8	ひとり親家庭 父親が就労	800-900万	97
番号太郎	千代田区錦町1-2	1才5か月	なし	XXXX/XX/XX	2017/11/1	母が就労 父親が介護	500-600万	92
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1才9か月	あり	XXXX/XX/XX	2015/5/9	両親とも就労	5000万 -5500万	88



氏名→削除、住所→町名まで、生年月日→生年月まで、応募日→年月まで加工



< 加工後のデータ >

子の氏名	住所	年齢	兄弟の有無	生年月日	応募日	親の状況	世帯年収	指数
削除	千代田区五番町	2才3か月	あり	XXXX/XX	2016/11	両親とも就労	300-400万	9
	千代田区五番町	0才7か月	あり	XXXX/XX	2016/11	両親とも就労	300-400万	95
	千代田区霞が関	1才8か月	なし	XXXX/XX	2015/10	ひとり親家庭 父親が就労	800-900万	97

(2) データ活用の目的は公益目的に限らない

国や自治体の保有するデータは公共データである。それを取得するには、高齢者施設、障害者施設の検討等の、公益性が必要と考える向きもあるが、法律上、そのような限定はない。法律では、公共データを活用する事業内容が「新たな産業の創出」「活力ある経済社会」又は「豊かな国民生活」の実現に役立つものであれば、公共

データを取得できるとしている。

国・自治体が持つデータを民間に提供する仕組みの狙いは、データ活用を通して新ビジネスを創出すること、利用者個人の利便性を向上させることである。いわゆるビッグデータ等を活用することで、これを進めようとしている。

そして、民間側でも実に様々なデータを保有している。例えば、人の何気ない一日の生活を考えてみよう。朝、スマートフォンの目覚ましで起床し、スマートフォンのお天気アプリを起動して今日の天気を確認する。駅まで移動し、コンビニで飲み物を買う。交通系ICカードで改札を通過し、電車に乗る。会社の最寄り駅で降り、会社に着くとパソコンを起動する。これらの行動の中でも、既に様々な個人情報がやり取りされている。スマートフォンには目覚ましやお天気アプリの起動時間が記録されているし、コンビニのPOSシステムでは何十歳代の男性/女性が飲み物を買ったなどと記録される。交通系ICカードにより〇月〇日の〇時〇分にどこの駅で乗降したか記録され、会社のシステムには〇月〇日の〇時〇分にパソコンを起動したかが記録される。スマホのGPS機能がオンになっていれば、どこをどのように移動したかという移動履歴も記録される。

このような大量かつ多種多様なデータを有効に分析できれば、マーケティング等、様々なビジネス上の効果が期待できる。企業におけるメリットだけではない。個人の興味や属性に応じた便利なサービスが提供されるなど、個人にとってのメリットもある。

もっとも、これらのデータは個人情報である場合が多く、個人情報の不適切な取扱いがプライバシー権を侵害するおそれがある。そこで個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護法の規制を遵守する必要があり、目的外利用したり第三者へ提供する場合には、原則として本人から同意を得ることが必要であった（個人情報保護法16条、23条1項）。しかし企業にとっては、大量のデータについ

て本人の同意を得ることは、時間面・費用面から現実的には不可能に近いとも言われていた。そこで、個人のプライバシー権等を侵害することなく、パーソナルデータを活用できるように、個人情報保護法が改正され、個人情報でないよう加工した「匿名加工情報」というジャンルを新設し（個人情報保護法2条9項）、一定の規制を遵守すれば、本人の同意を得ることなく、目的外利用したり第三者へ提供することができるよう、法制度が整備された。

この「匿名加工情報」をめぐる改正は、これらのデータを有効に活用することで経済活性化、利用者の利便性向上を図ることに狙いがある。さらに国際競争力の強化も目的とされた。もはや誰もがスマホやパソコンからインターネットを利用する時代だが、検索サイト、SNS、無料メール、無料メッセージ、無料通話といった多くの有名サービスは外資系企業が提供し、ユーザの膨大な個人情報やデータを取得し分析することで、より自社サービスを発展させている。日本では個人情報に対する規制も強く、日本企業としては社会的批判をおそれ、個人情報の利活用を躊躇する向きもある。このような中、日本企業が国際競争力をもってグローバル社会の中で勝ち抜く新ビジネスを創出するためには個人情報に対する新たなルールが必要と考えられ、個人情報保護法の改正に至った。

国・自治体が持つデータについても同様のことが当てはまり、経済活性化、利用者の利便性向上、国際競争力の強化のためには、国・自治体が持つ個人情報についても、安全性を保ったうえで、今よりももっと簡便に活用できるようなルールが必要と考えられ、行政機関個人情報保護法という法律が改正されるに至った。これによって国・自治体が持つデータを民間が取得できるようになった。

この背景を踏まえると、国や自治体のデータを取得する民間側に公益性が求められることはなく、反対に、公共データを活用する事業の内容が「新たな産業の創出」「活力ある経済社会」又は「豊か

著者略歴

水町 雅子

宮内・水町IT法律事務所 弁護士

個人情報、プライバシー、マイナンバー、ITを得意分野とする。

東京大学教養学部（相関社会科学）卒業後、現みずほ情報総研でITコンサルティング／システム開発業務に従事。東京大学法学部政治学研究科法曹養成専攻を経て、弁護士登録。西村あさひ法律事務所にて企業法務・IT法務に従事した後、内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐、特定個人情報保護委員会（現個人情報保護委員会）上席政策調査員として、マイナンバー法（番号法）の立法、規則・指針・ガイドライン作成を担当したほか、個人情報に関して、首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人、地方公共団体（茨城県つくば市、東京都港区、東京都杉並区）の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。

マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演多数。主要著書・論文として、『1冊でわかる！改正早わかりシリーズ 個人情報保護法』（労務行政、2017年）、「改正個人情報保護法と金融機関の実務対応」（金融法務事情2016年7月号（2046号））、『逐条解説マイナンバー法』（商事法務、2017年）、『やさしいマイナンバー法入門』（商事法務、2016年）、『Q&A番号法』（有斐閣、2014年）、『自治体の実例でわかる マイナンバー条例対応の実務』（学陽書房、2017年）、『インターネット消費者相談Q & A〔第4版〕』（共著＝第二東京弁護士会消費者問題対策委員会編、民事法研究会、2014年）ほか多数がある。